

**みつはし社会保険労務士事務所**  
社会保険労務士 三橋 知香枝  
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11  
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054  
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo  
<http://setagaya-sr.main.jp/>

## 【今月のテーマ】

- 今年も最低賃金引上げへ
- 残業理由の明確化
- 労働条件通知の方法について
- 厚生年金、対象拡大へ

### 今年も最低賃金引上げへ

「平成 31 年度地域別最低賃金額改定の目安」が公表されました。2018 年度は時間あたり平均 26 円上がることになり、最低賃金が時給で示されるようになった 2002 年度以降で最大の上げ幅となります。

この大幅引き上げにより、今年も多くの最低賃金割れの発生が予想されます。

### 残業理由の明確化

来年 4 月から残業時間の上限規制が実施されることを受け、厚労省は、時間外労働（残業）や休日労働に関する労使協定（36協定）に特別条項を設け、労働者に月 45 時間を超える残業をさせる場合の理由として「業務上やむを得ない場合」といった曖昧なものは認めない方針を明らかにしました。

特別条項を結ぶ場合の注意点として、曖昧な理由は恒常的な長時間労働を招く恐れがあり、できる限り具体的な理由を提示することを求める考えを示しました。9 月中にもガイドラインをまとめ、厚労省告示として定める方針です。

### 労働条件通知の方法について

厚労省は、来年 4 月の働き方改革関連法の施行に伴い、現在は使用者が労働者に書面で交付すると定められている賃金や労働時間などの労働条件の通知方法をファックスや電子メールの送信でも可能とする労働基準法施行規則の改正案を示しました。利便性を考慮した措置で労働者が希望した場合に限られます。

### 厚生年金、対象拡大へ

厚労省はこれまで厚生年金の加入義務がなかった従業員 500 人以下の企業のパートなど短時間労働者にも対象を広げる検討に入りました。現在、加入義務があるのは週 30 時間以上働く人のほか、週 20 時間以上で賃金が月 8 万 8 千円以上などの条件を満たし、かつ従業員 501 人以上の企業に勤める人とされていました。

現行制度でも労使の合意があれば 500 人以下の企業のパートの厚生年金加入は可能ですが、改正されれば義務付けられることとなります。加入義務を拡大することで、労働者側は老後に厚生年金を受け取れるメリットがありますが、保険料は労使折半のため、企業側の負担は増えることになり、中小企業からは反発も予想されます。